令和５年度相島小学校いじめ防止基本方針

新宮町立相島小学校
令和５年４月改定

１　いじめの定義及び防止等に関する考え方
年度初めに、具体的な事例等を踏まえ、全職員でいじめの定義や確認する。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）より
○　いじめの定義(第二条)
　この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめの防止等の基本方針
　いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるということを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。そのために、学校・家庭・関係機関が一体となった継続的な取組を行う。いじめについては、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解することが大切である。特に外部から見えにくいインターネットや携帯電話を利用したいじめに対処する体制を整備することや、その背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことで、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに、努めていく。取組では、「いじめをしない　させない　みのがさない」という基本方針に基づき、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組みの充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。そのために、本校の実態に応じた適切かつ実効的な基本方針や「組織」を通して、全教職員が、いじめに対する共通理解といじめ防止や改善解決に取り組むための共通認識をもって、本校のいじめ防止等の体制を構築するように努める。

３　いじめの防止等の推進体制
○ いじめの防止等の校内委員会と関係機関等との連携

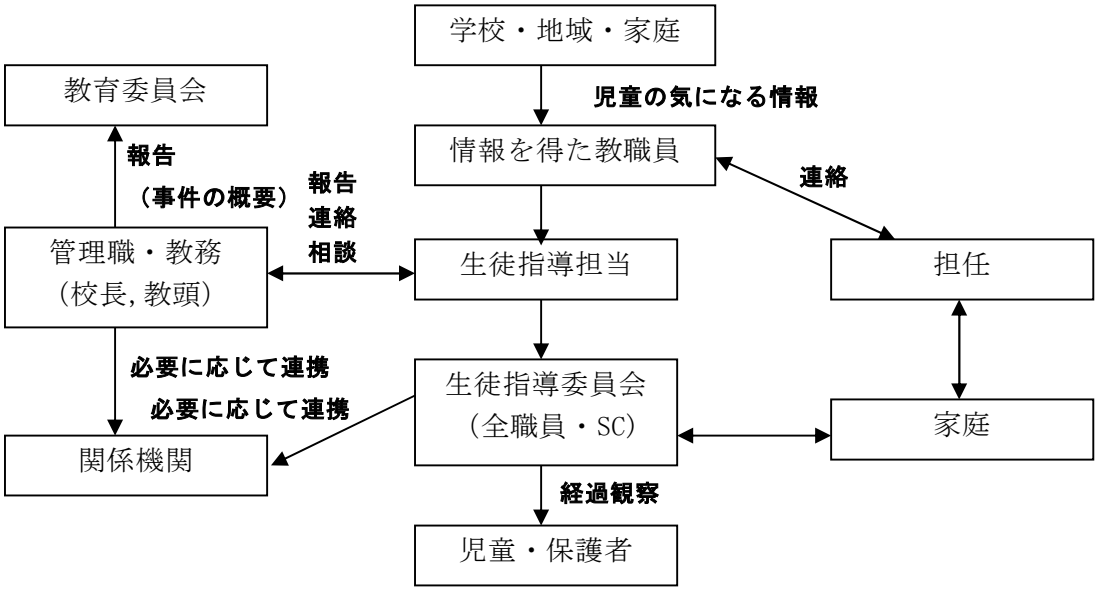

○　校内委員会の構成メンバーと実施する日

生徒指導担当者が中心となりスクールカウンセラーを含む全職員で構成する校内委員会（生徒指導委員会）は、毎月一回行い、情報交換や対応協議を行う場を設ける。緊急時には随時開催する。

4　校内委員会を中心とした年間計画

	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4月	「福岡県いじめ問題総合対策」【改訂版】を参考に研修を実施 ・学校いじめの防止等の基本方針の見直し ・学校いじめの防止等の基本方針の年度当初の児童、保護者への説明 ・学校いじめの防止等の基本方針に基づく取り組みの実施状況の学校評価項目への位置づけ ・いじめの報告、連絡体制の整備及び全職員での確認 ・教師の視点、児童の視点、保護者の視点からの早期発見の取り組み ・「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」【改訂版】を活用した校内研修 相談ポストの設置と活用 ＳＣと合同の生徒指導委員会	漁村留学開講式(小中連携) 歓迎集会・歓迎遠足 （春フェスタ：島ガイド）	学校生活アンケート 保護者との個別懇談	
5月	ＳＣと合同の生徒指導委員会	お年寄りとの交流会 全戸配付（年間） 規範意識学習（交通安全教室） 赤十字加盟式	学校生活アンケート	
6月	いじめチェックリストの活用 ＳＣと合同の生徒指導委員会	家庭向けリーフレットを掲載した学校通信の配付 規範意識学習（ネットと人権） 「新宮中校区いじめゼロサミット」に向けての取組	個別の教育相談（担任） Ｉ check 学校生活アンケート	
7月	水泳記録会に向けた子どもたちの健康相談 学期末評価 ＳＣと合同の生徒指導委員会	水泳記録会　補充学習 望ましい行動の促進について、学年に応じた規範意識学習	学校生活アンケート 保護者との個別懇談	
8月	小中合同生徒指導についての職員研修 子どもの実態や支援についての交流			
9月	運動会の指導方針 配慮を要する児童について ＳＣと合同の生徒指導委員会	相島区運動会 小中合同の練習・係活動	学校生活アンケート	
10月	いじめチェックリストの活用 ＳＣと合同の生徒指導委員会	家庭向けリーフレットを掲載した学校通信の配付 規範意識学習（ネットいじめ等防止）	学校生活アンケート	

11 月	文化祭の指導方針 （あいさつ　地域交流のめあて等） ＳＣと合同の生徒指導委員	文化祭 「新宮中校区いじめゼロサミット」に向けての取組	個別の教育相談（担任外） ｉ check	
12 月	持久走に向けた子ども達の健康相談 配慮を要する児童について ＳＣと合同の生徒指導委員 学期末評価	持久走学習 給食感謝集会	学校生活アンケート	
1 月	漁村留学つながりの会・レクでの子どもの様子交流 ＳＣと合同の生徒指導委員会 ｉ check の報告	漁村留学つながりの会 規範意識学習 （薬物乱用防止） 「いじめゼロ宣言」に向けての取組 ※いじめゼロサミットなど	学校生活アンケート	
2 月	ＳＣと合同の生徒指導委員会	お別れ集会	学校生活アンケート 個別の教育相談（担任）	
3 月	ＳＣと合同の生徒指導委員会 １年間の成果と課題	卒業式 漁村留学閉講式	学校生活アンケート	

※　未然防止についての教育活動について

○　体育、音楽等全校で行う学習を継続して計画し、共通理解のもと、多様な考えに気づかせ、交流する中で自分のよりよい考えを作らせていく。

○　クラブ活動、委員会活動、給食、掃除等は、全校児童縦割りで行い、１人１人が責任と役割をもち、最後まで協力して行う態度を育成する。

○　集団登校や下校、休み時間や放課後等、全校で安全に仲良く過ごすことができるように支援する。

○　他校や地域との交流を計画的継続的に行う事で、感謝の気持ちや表現力を高めるとともに、場に応じた言動がとれるようにする。

○　小中合同で行事や学習、研修等を通して連携を図り、教育活動を推進する機会をもつ。年間を通して、計画的に職員の小中合同生徒指導委員会、生徒会児童会活動の話し合いを行い、小中の子どもたちを、全職員で見守り、支援していく体制をつくる。

○　学校いじめ防止基本方針をホームページに掲示し、入学時・各学年の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。

○　毎月の「いじめアンケート」の集計結果をもとに生徒指導委員会をおこない、児童理解や支援についての共通理解を図る。

○　インターネット上の問題携帯電話を利用したいじめや犯罪に巻き込まれないように、情報モラル教育の学習会を全校で行い、保護者と共に学ぶ規範意識育成事業を実施する。

○　いじめの重大事態が発生した際の報告体制

①　町の教育相談員・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーへの相談
②　ＰＴＡでの協議
③　町の教育委員会、教育事務所への報告・相談
④　児童相談所への報告・相談
⑤　ケース会議の開催
⑥　警察署への報告・相談

○　いじめの重大事態が発生した際の調査と組織について

①　チェックリストの活用（学校だよりを通した保護者への啓発と早期発見）
②　教育相談週間の設定（年３回）
③　家庭訪問での聞き取り、個人面談での聞き取り
④　児童・保護者への説明（不安解消）

※　組織については、いじめ防止等の推進体制に準じる

※　いじめに係る行為が止んでいるか少なくとも３カ月は支援や観察を続け、被害児童が心身の苦痛をかんじていないことを確認する。